

(独) 国立公文書館の平成27年度事業計画の変更案について

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)を踏まえた「独立行政法人の中期計画、中長期計画及び事業計画に係る予算等について」(平成12年4月中央省庁等改革推進本部事務局、平成27年3月総務省行政管理局修正)において、事業計画に記載する予算については、「事業等のまとまりごとに予算を作成する。」とされたことから、平成27年度事業計画を変更するもの。